

社会福祉法人 和福祉会 定款-

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下、「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ロ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ハ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 老人短期入所施設の経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 小規模保育事業の経営
- (チ) 保育所の経営
- (リ) 放課後児童健全育成事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人和福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者、障害者・児、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービス（社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減等）を積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岡山県倉敷市山地1297番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 公益事業及び収益事業に関する重要な事項
- (8) 定款の変更
- (9) 解散
- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めが有る場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で選任する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員

を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。なお、常務理事をもつて、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、

相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及び別に理事会で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 指定として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開

示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅延なく理事会に報告しなければならない。

3 前二項の取り扱いについては、別に定める規程によるものとする。

(役員の賠償責任)

第26条 理事、監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第27条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対して賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第28条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額といずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第29条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、以下の事項及び別に定める事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を受けるものとする。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項

3 前二項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 名誉顧問・参与

(名誉顧問・参与)

第35条 理事長は安定した法人運営を行う為に、経営的諮問者として名誉顧問、及び業務的諮問者として参与を指名することができる。

- 2 名誉顧問及び参与は原則非常勤扱いとするが、理事長が必要と認める場合は、期間を定めた契約書を提示し、雇用することもできる。
- 3 前2項については理事会・評議員会への報告をすることを義務付ける。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産及びその他財産の4種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 収益事業用財産は、第46条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、倉敷市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、倉敷市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を使用する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を

要する。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 移送サービスの事業
- (3) 介護予防支援の事業
- (4) 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修の事業
- (5) 地域包括支援の事業
- (6) 奨学金貸与事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第46条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 太陽光発電事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(収益の処分)

第47条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

第10章 解散

(解散)

第48条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、倉敷市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を倉敷市長に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、社会福祉法人和福祉会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理 事 長 矢野 秀典

理 事 矢野 智基

理 事 中野 隆憲

理 事 小山 澄子

理 事 秋山 和也

理 事 内田 孝徳

理 事 渡辺 憲治

理 事 三竿 行正

監 事 板谷 伸一

監 事 柴田 元隆

付記

1. この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この定款は令和 2 年 6 月 26 日から施行する。
3. この定款は令和 3 年 3 月 31 日から施行する。
4. この定款は令和 4 年 1 月 6 日から施行する。
5. この定款は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
6. この定款は令和 6 年 6 月 10 日から施行する。

別紙

基本財産

- (1) 岡山県倉敷市西尾字井ノ町11番地1所在の木造かわらぶき平屋建グループホーム
(498.79平方メートル)
- (2) 岡山県倉敷市西尾字井ノ町11番1所在の宅地(848.04平方メートル)
- (3) 岡山県倉敷市西尾字井ノ町12番14所在の宅地(58.59平方メートル)
- (4) 岡山県倉敷市上東字徳重817番1所在の宅地(390.20平方メートル)
- (5) 岡山県倉敷市上東字徳重819番1所在の宅地(533.90平方メートル)
- (6) 岡山県倉敷市上東字徳重819番5所在の宅地(28.08平方メートル)
- (7) 岡山県倉敷市上東字徳重819番6所在の宅地(106.74平方メートル)
- (8) 岡山県倉敷市上東字徳重819番7所在の宅地(10.70平方メートル)
- (9) 岡山県倉敷市上東字徳重822番7所在の宅地(307.93平方メートル)
- (10) 岡山県倉敷市上東字徳重822番地7、819番地1所在の木造かわらぶき平屋
建老人福祉施設(162.24平方メートル)
- (11) 岡山県倉敷市生坂字鏡ノ町698番所在の宅地(863.00平方メートル)
- (12) 岡山県倉敷市生坂字鏡ノ町699番1所在の宅地(1678.00平方メートル)
- (13) 岡山県倉敷市上東字徳重819番地1、817番地1、819番地6所在の
木造瓦葺2階建グループホーム
1階 276.95平方メートル 2階 267.06平方メートル
- (14) 岡山県倉敷市生坂字鏡ノ町699番地1、698番地所在の
鉄骨造陸屋根3階建、特別養護老人ホーム
1階 748.52平方メートル 2階 796.98平方メートル
3階 796.98平方メートル
- (15) 岡山県倉敷市山地字小門田1296番1所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地(516.00平方メートル)
- (16) 岡山県倉敷市山地字小門田1297番所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地(3151.20平方メートル)
- (17) 岡山県倉敷市山地字小門田1297番4所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地(36.72平方メートル)
- (18) 岡山県倉敷市山地字小門田1300番1所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地(2508.60平方メートル)
- (19) 岡山県倉敷市山地字小門田1300番4所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地(16.97平方メートル)
- (20) 岡山県倉敷市山地字小門田1306番1所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地(11.00平方メートル)
- (21) 岡山県倉敷市山地字小門田1307番1所在の

- 特別養護老人ホーム「庄の里」敷地 (44.00 平方メートル)
- (22) 岡山県倉敷市山地字小門田 1308 番 1 所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地 (940.03 平方メートル)
- (23) 岡山県倉敷市山地字小門田 1308 番 4 所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地 (87.44 平方メートル)
- (24) 岡山県倉敷市山地字小門田 1310 番 1 所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地 (1006.18 平方メートル)
- (25) 岡山県倉敷市山地字小門田 1310 番 2 所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地 (171.00 平方メートル)
- (26) 岡山県倉敷市山地字小門田 1310 番 5 所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地 (257.70 平方メートル)
- (27) 岡山県倉敷市山地字小門田 1311 番 6 所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地 (272.27 平方メートル)
- (28) 岡山県倉敷市山地字小門田 1321 番 1 所在の
特別養護老人ホーム「庄の里」敷地 (136.42 平方メートル)
- (29) 岡山県倉敷市山地字小門田 1297 番地、1297 番地 4、1297 番地 5、
1300 番地 1、1300 番地 4、1308 番地 1、1308 番地 4、
1310 番地 1、1310 番地 5、1321 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート・鉄骨造かわらぶき・陸屋根 4 階建
特別養護老人ホーム「庄の里」1階 3010.95 平方メートル
2階 2750.41 平方メートル
3階 742.50 平方メートル
4階 52.92 平方メートル
- (30) 岡山県倉敷市山地字生谷 1341 番 1 所在の雑種地 (324.00 平方メートル)
- (31) 岡山県倉敷市山地字生谷 1342 番 1 所在の雑種地 (431.00 平方メートル)
- (32) 岡山県倉敷市山地字生谷 1343 番 1 所在の雑種地 (708 平方メートル)
- (33) 岡山県倉敷市山地字芦毛 1024 番 1 所在の雑種地 (808 平方メートル)
- (34) 岡山県倉敷市山地字芦毛 1024 番 3 所在の雑種地 (712 平方メートル)
- (35) 倉敷市上東字徳重 819 番地 4、817 番地 4、822 番地 4
家屋番号 819 番 4
保育所 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
1階 361.90 平方メートル
2階 297.90 平方メートル
符号 1 物置 コンクリートブロック造陸屋根平家建 12.03 平方メートル
符号 2 プロパン庫 コンクリートブロック造陸屋根平家建 3.93 平方メートル
符号 3 物置 コンクリートブロック造陸屋根平家建 4.00 平方メートル
符号 4 保育所 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 121.90 平方メートル

(36) 倉敷市山地字芦毛1024番地1、1024番地3

家屋番号1024番1

共同住宅 鉄骨造陸屋根2階建

1階 317.38平方メートル

2階 318.88平方メートル